

税務ポイント

(会社の税務よろず相談室^①) 所得税・消費税関係

個人が企業発行ポイントを取得又は使用した場合の取扱い

Q. 私は、ドラッグストアで商品を購入する際に、同ストアが発行するポイントの付与を受けました。このポイントは、次回以降の買い物の際に、1ポイント1円に換算して、決済代金の値引きや景品との交換などに使用できるものです。

その後、そのポイントを商品購入の際に使用しましたが、私が取得または使用したポイントについて、所得税の確定申告は必要になりますか。

A. 原則として、確定申告をする必要はありません。

1. 商品購入に対する通常の商取引における値引きを受けたことによる経済的利益については、原則として課税対象となる経済的利益には該当しないものとして取り扱っています。

2. 一般的に企業が発行するポイントのうち決済代金に応じて付与されるポイントについては、そのポイントを使用した消費者にとっては通常の商取引における値引きと同様の行為が行われたものと考えられますので、こうしたポイントの取得または使用については、課税対象となる経済的利益には該当しないものとして取り扱うこととしています。

(注) ポイント付与の抽選キャンペーンに当選するなどして臨時・偶発的に取得したポイントについては、通常の商取引における値引きと同様の行為が行われたものとは考えられませんので、そのポイントを使用した場合には、その使用したポイント相当額を使用した日の属する年分の一時所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

(参 考)

ポイントの使用に関する課税関係は上記のとおりですが、ポイントを使用して医薬品購入の決済代金の値引きを受けた場合など、所得控除の対象となる支出にポイントを使用したことが明らかな場合には、

1. ポイント使用後の支払金額を基に所得控除額を計算する方法
2. ポイント使用前の支払金額を基に所得控除額を計算するとともに、ポイント使用相当額を一時所得の総収入金額として算入する方法

のいずれかの方法により、所得金額および所得控除額を計算してください。

(注) 証券会社等においてポイントを使用して株式等

を購入した場合、一般的には、その株式等の取得価額(取得費等)はポイント使用前の支払金額(ポイント使用相当額を含めた支払金額)を基に計算するとともに、ポイント使用相当額は一時所得の総収入金額に算入します。

[関連事項(消費税)]

事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方

事業者が商品を購入した際、その取引(課税仕入れ)について仕入税額控除を行うこととなりますが、商品購入時にポイントを使用した場合、消費税の「課税仕入れに係る支払対価の額」は、

- ① ポイント使用が「対価の値引き」である場合には、商品対価の合計額からポイント使用相当分の金額を差し引いた金額(値引後の金額)
- ② ポイント使用が「対価の値引きでない」場合には、商品対価の合計額(全額)となります。

なお、商品購入時に発行されるレシートには、ポイント使用の態様に応じて「課税仕入れに係る支払対価の額」が表示されていると考えられますので、商品を購入した事業者においては、レシートの表記から「課税仕入れに係る支払対価の額」を判断して差し支えありません。

<レシート表記の例>

①のケース：値引き

レシート	
〇〇ストア	
東京都 2019年10月10日(土) 16:45	
お茶 * 1点	540円
アボガ * 1点	550円
ポイント値引き	▲21円
合 計	1,069円
8%OFF (内消費税)	530円
10%OFF (内消費税)	539円
現金支払	1,069円
*印は軽減対象	

1,069円が課税仕入れの対価の額となる。

②のケース：値引きでない

レシート	
〇〇ストア	
東京都 2019年10月10日(土) 16:45	
お茶 * 1点	540円
アボガ * 1点	550円
合 計	1,090円
8%OFF (内消費税)	540円
10%OFF (内消費税)	550円
〇〇ポイント支払	▲21円
現金支払	1,069円
*印は軽減対象	

1,090円が課税仕入れの対価の額となる。

①も②も

※〇〇ストアの下に挿入

T1234...

※年月日曜日を修正

20XX年10月YY日(土)

(注1) 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿および適格請求書等の保存が必要となります。

そのため、例えば、次のように、日々の記帳段階から取引を税率ごとに区分経理しておくことが考えられます。

- ① のケース(値引き)
 - 消耗品費(8パーセント対象)530円 / 現金 1,069円
 - 消耗品費(10パーセント対象)539円
- ② のケース(値引きでない)
 - 消耗品費(8パーセント対象)540円 / 現金 1,069円
 - 消耗品費(10パーセント対象)550円 / 雑収入(消費税不課税)21円

(注2) 即時充当(即時に購買金額にポイント等相当額を充当する方法)による値引きは、商品対価の合計額が変わるものではありません。

このため、事業者が商品を購入した際に、即時充当による消費者還元を受けた場合には、商品対価の合計額が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります(②のケースと同様)。

に記載の「共通ポイント制度を利用する事業者(加盟店A)及びポイント会員の一般的な処理例」(PDF/143KB)をご参照ください

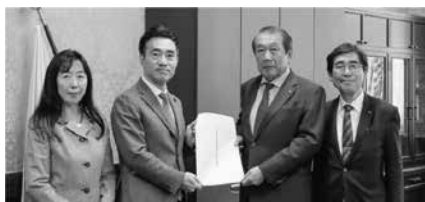
(注3) 共通ポイント制度を利用する事業者およびポイント会員の一般的な処理例については、国税庁HP「タックスアンサーNo.6480」

税制委員会:山口優子、木下茂登次、蒲生浩明 グループ稿
(監修: 関東信越税理士会 松本支部)

行動する法人会(全法連) — 令和6年度税制改正に関する提言 —

法人会では公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言活動を展開しています。

先月号では松本法人会の活動をご報告いたしましたが、全法連でも同様に関係省庁、政党への提言活動を行っております。



財務省 矢倉財務副大臣
(左から2人目)



総務省 池田自治税務局長
(左から2人目)



中小企業庁 須藤中小企業庁長官
(中央)



国税庁
(表敬訪問)



自由民主党
予算・税制等に関する政策懇談会



公明党
税制改正要望等に関するヒアリング



立憲民主党
税制調査会ヒアリング



日本維新の会
伊東財務金融部会長(中央)



国民民主党
税制調査会ヒアリング

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局 (☎35-8080) まで!